

各社会福祉施設・事業所等の長 様

埼 玉 県 福 祉 部 長

県内社会福祉施設等における新型インフルエンザへの対応の一部変更について(通知)

社会福祉施設等の運営につきましては、日ごろ格別の御努力をいただき、お礼申し上げます。
また、新型インフルエンザについては、その予防及び対策に御尽力いただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、標記の件について、平成21年7月24日付け社福第1109号福祉部長通知の「新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応」にて、対応をお願いしておりますが、別添、平成21年10月8日付厚生労働省事務連絡「新型インフルエンザの発生に対する社会福祉施設等の対応について【再更新】」に準じ、県内社会福祉施設等の対応においても、別紙のとおり一部変更しましたのでお知らせします。

引き続き、利用者、職員の健康管理等に留意し、感染防止対策の徹底をお願いします。

変更箇所：別紙1（社会福祉施設等の対応）

※別紙1については県ホームページ(<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BW00/attention>)を参照

○施設内で発生:保健所への報告について	
新	インフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に <u>10</u> 名以上
旧	インフルエンザ様症状を有する者の発生後7日以内に <u>2</u> 名以上

※ 平成21年8月25日社福第1346号福祉部長通知でお示した「臨時休業等の目安について」は変更ありません。

担当	社会福祉課	施設指導担当	3 2 2 5
	高齢者福祉課	施設指導担当	3 2 5 4
	介護保険課	介護保健施設指導担当	3 2 3 9
	事業者（居宅）	指導担当	3 2 5 9 3 2 5 7
	障害者自立支援課	施設支援担当	3 3 1 4
		地域生活支援担当	3 3 1 7
	少子政策課	子育て環境整備担当	3 3 2 2
	子育て支援課	保育施設担当	3 3 2 8
	こども安全課	養護担当	3 3 3 1
	電話	0 4 8 - 8 3 0 -	(各担当の番号)